

# 1969年度発見の平城宮木簡

1969年度平城宮跡発掘調査部の調査 2

1969年度の平城宮跡発掘調査では、総計 216点の木簡を発見した。以下、調査の順をおって、その概要を報告する。なお、これらのうち主なものは、さきに公刊した『平城宮発掘調査出土木簡概報(七)』(1970年2月刊)に収録した。

**第2次大極殿東外郭出土木簡** 大垣外側の1段低くなった地区で検出した小土壙から14点出土した。このなかで注目されるのは、陰陽寮に関係するものが、数点あることである。た

とえば木簡1は陰陽寮から大炊寮に食料を請求した文書(移文)である。このほかに「陰陽寮受飯八<sup>(升カ)</sup>□」,「陰陽寮解申宿直□」,「陰陽師」など、陰陽寮の役所内部で記録されたと考えられるものがある。したがって、木簡1は陰陽寮で控えとした案文か、あるいは大炊寮に差し出し食料を受け取って、それとともに陰陽寮に返され廃棄されたものか、両様の解釈ができる。これらの木簡は出土地付近に陰陽寮が存在したことを推定させるひとつの根拠となる。この出土地付近が平安宮古図にみられる陰陽寮の位置とも符合することは先にふれたとおりである(35頁参照)。

このほか貢進札として、(表)「近江国乗田價銭□□」, (裏)「□□□□」がある。これは、近江国が乗田(=公田, 百姓に班給し残った田)を賃租し、その賃租料を錢貨で納めたものである。木簡に賃租資料がみられるのははじめてであり、天平8年3月の太政官奏(『続日本紀』天平8・3・庚子), および大宝・養老両令条文の異同などの問題と関連する重要なものである。裏面の年紀は、全体の字数からみて、「天平」と考えるのが妥当であろう。年紀銘でははっきりするものには、習書で「天平」があり、このほかに「大養徳国(=大倭国)」と記したものがある。『続日本紀』では、この表記法は、天平9年12月から同19年3月の期間に限定される。

**左京一条三坊十六坪出土木簡** 遺跡についての概要(37頁参照)でのべたように、本地区の遺構はA—E期の5期におけることができる。このうちC期にぞくする南北溝から33点出土した。おもなものは、貢進札の10数点である。貢進物名が判明するものは、白米・庸米にかぎられており、なかでも参河国八名・額田・青の3郡の貢進札が7点あるのが注目される。このほか、「<sup>(官カ)</sup>□奴婢食料米一斛」がある。年紀銘は、和銅6年(713)・靈龜3年(717)・養老7年(723)など、奈良時代も比較的早いところにかぎられており、その頃の平城京の建設状況や、平城宮との関係を考えるひとつの手がかりとなろう。ほかに、「樂毅論 夏」の習書があり、樂毅論が臨書の手本として重んじられていたことを裏書きする。



(裏) 例給如件録状故移  
從八位下  
縮尺 約1:5  
木簡1

(表) 陰陽寮移 大炊寮  
給飯捌升  
右依

**東三坊大路東側溝出土木簡** 42点出土した。全体に断片的な史料が多いが、「人々荊」と記した題籤、習書で「波羅密多経卷」と記したもの、「天長5年(828)」(木簡4)、「天長7年(830)」の年紀をもつものなどが注目される。

しかし、もっとも注意をひくのは、告知札と名づけるものである。

告知札は現在までに発見された平城宮木簡の中では最大級のものである(木簡2:100.0cm,木簡3:87.6cm,木簡4:113.4cm)。長方形の材の下端部を尖らせ、文字は全体に記すのではなく、下方に広い空白部を残している。これらは「告知往還諸人」で始まる例(木簡2)のように、不特定多数(たとえば往還諸人)に告知知らしめるためのものであって、特定の授受関係をもった往復文書ではないと考えられる。木簡の下部を空白にしているのは土中に埋め込むためであろう。この種のものは後世の制札などに使用されたものと系統を一にするといえよう。

管見によれば、たとえば『類聚三代格』にみえる、禁制を内容とした太政官符には、その伝達手段として交通の要衝などに榜示し告知することがおこなわれていたことがみえる。また、賦役令赴役身死条には匠丁が路次で死亡した場合、これを路傍に埋め殯めて本籍地に報告せよとあり、そのとき姓名・容姿などの特徴を記した「牌」を立てさせた。捕亡令有死人条・獄令因死条などにも同じような規定があり、埋葬した上に榜を立てるように命じている。

いっぽう『三代格』には、京の喪儀が僭奢になることを禁止した太政官符に、その伝達方法として「所在の条坊および要路に於いて明らかに榜示を加えよ」としている(延暦11:7;太政官符)。また、僕隸が病を患って路次に追い出され、看護人もなく餓死してしまうような弊害をいましめたものには「仍て要路に榜示し、分明に告知せよ」とある(弘仁4:6;太政官符)。令、三代格いずれの場合も、死者の家族あるいは往来の人々に熟知させる手段として榜示されたのである。今回発見の木簡もこうした範疇に入れられるべきものと考え、仮りに「告知札」と名づけた。この告知札は太政官符にみられるような禁制札とはいえないが、盗みとられた斑牡牛を作物を喰いあらしたので捉え預かったり(木簡4)、また行方不明となって捜している馬の特徴をそれぞれ記し、心当たりの者に告知するという方法は上記のような制札とその性格を同じくするものである。以下、その内容について考えよう。

告知 往還諸人 走失黒鹿毛牡馬一匹  
 件馬以今月六日申時山階寺南花蘭池邊而走失也  
 若有見捉者可告来山階寺中室自南端第三房之

在鞍片目白  
 額少白

九月八日



縮尺 約1:5

木簡 2

木簡2は往來の諸人に黒鹿毛の牡馬一匹の搜索を依頼したものである(口絵3)。「馬が山階寺(興福寺)の南花園にあった池(猿沢池)あたりから逃げたので、もし捕えた人は山階寺の僧房の中室(三面僧房の東室)第三房の主まで知らせてほしい」というもの。管見では、興福寺中室という呼称は11世紀はじめごろから記録にみられるが、いつごろから中室と呼ばれていたかははっきりせず、この意味で新しい資料を提供したといえる。また、おそくとも10世紀前半の段階で、中室の呼称が確実視されると、三面僧房の位置より東の地域に僧房が存在し、これを東室と呼んでいたことがわかる。となると、興福寺の伽藍縁起を記した『山階流記』に収める天平前記・天平記・宝字記・延暦記などの記録の史料批判ともあわせ、興福寺僧房、とりわけ三面僧房と東地域にあった東室との関係、東室の創建時期などについて再検討をせまる資料が発見されたことになる。

木簡3は、盗みとられた斑牡牛の発見者は、大和国山辺郡長屋井門村(天理市井戸堂か)に告げ来たれというものである。長屋は万葉集(1-78)にみえる、藤原古京から平城京に至る路次の長屋原であろう。この地域で盗まれた牛を平城京の北端に近い、大和と山背の国堺で告知することを考えると、ここに至る道が重要視されていたことが知られ、また、発掘地域が交通の要衝であったことをも裏づける。

山背と大和とを結ぶ交通路としては、いままで、歌姫越え、奈良坂越えが考えられてきた。しかし、最近、恭仁京の歴史地理学的研究を通じて、「コナベ越え」と呼ぶ道の存在が想定されている。<sup>(4)</sup>現在の関西線沿いの小谷を通過して平城京に至り、コナベ古墳の東辺を経て、東二坊大路か平城宮東辺につくルートである。今回の調査成果からみると、ウワナベ古墳東辺を経て東三坊大路に接続させる道が存在する可能性も大きい。今後の十分な検討が必要である。

- 註 1 『山階流記』(『大日本仏教全書』興福寺叢書第1 1915.5)にはつぎの記載がある。  
宝字記云、南花園四坊、在池一堤、天平記云、名佐努作波。  
なお興福寺については、大岡 実『南都七大寺の研究』(1966.10)参照。
- 2 『造興福寺記』(『大日本仏教全書』興福寺叢書第1)永承2年(1047)12月14日条。
- 3 岸俊男「大和の古道」(橿原考古学研究所編『日本古文化論攷』1970.5)参照。
- 4 足利健亮「恭仁京の歴史地理学的研究 第一報」(史林 第52巻第3号, 1969.5)

(横田拓実)

告知捉立鹿毛牡馬一匹  
額髪  
右馬以今月一日辰時依作物食損捉立也而至于今日未來其主  
馬可來  
天長五年四月四日

〔往還カ〕  
〔被盜カ〕  
告知  
應告賜山邊郡長屋井門村  
斑牡牛一頭  
志左右本  
右牛以十一月卅  
〔聞給人益坐必可告給〕

木簡3

木簡4